



茨城県報

第 1 4 4 8 号

平成15年 3月13日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
(公 安 委 員 会)	
茨城県警察組織規則の一部を改正する規則.....	2
交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則.....	3
(人 事 委 員 会)	
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	5
告 示	
青少年に有益な興行の推奨（女性青少年課）.....	6
青少年に有害な興行の指定（女性青少年課）.....	7
字の区域の変更（2件）（地方課）.....	8
救急告示病院の認定（医療整備課）.....	10
救急告示診療所の申出の撤回（医療整備課）.....	11
救急医療協力診療所の指定（医療整備課）.....	11
救急医療協力診療所の指定取消し（医療整備課）.....	11
指定居宅サービス事業者の指定（4件）（高齢福祉課）.....	12
指定居宅サービス事業者の変更（高齢福祉課）.....	13
指定居宅サービス事業者の廃止（高齢福祉課）.....	13
指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉課）.....	13
指定居宅介護支援事業者の変更（高齢福祉課）.....	14
指定居宅介護支援事業者の廃止（高齢福祉課）.....	14
指定施設サービス等の指定の辞退（高齢福祉課）.....	14
大規模小売店舗の変更の届出（2件）（商業流通課）.....	15
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（3件）（商業流通課）.....	16
茨城県訓練手当支給要項の一部改正（職業能力開発課）.....	20
農地保有合理化事業規程の廃止の承認（3件）（農政企画課）.....	21
土地収用法による事業の承認（用地課）.....	21
道路の区域の決定（道路維持課）.....	23
道路の区域の変更（道路維持課）.....	23
道路の供用の開始（3件）（道路維持課）.....	24
特定計量器定期検査を行う区域，期日及び場所（計量検定所）.....	24

(選挙管理委員会)

直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数.....26

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2件) (生活文化課)28

茨城県郷土工芸品指定事項の変更 (観光物産課)29

茨城県郷土工芸品指定の解除 (観光物産課)29

平成15年度茨城県県立職業能力開発校訓練生の入学選考 (職業能力開発課)30

都市公園の区域の変更 (2件) (公園街路課)30

道路の位置の指定 (建築指導課)35

 規 則

(公安委員会)

茨城県公安委員会規則第2号

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 3月13日

茨城県公安委員会委員長 中 川 清

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則

茨城県警察組織規則 (昭和46年茨城県公安委員会規則第6号) の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「監察官」の次に「及び監察室」を加え、「監察課」を「情報管理課」に改める。
情報管理課」を「留置管理課」に改める。

第5条の2第1項中「および」を「及び」に、「調査官」を「管理官」に改め、同条第2項中「調査官」を「管理官」に、「および」を「及び」に、「あたり」を「当たり」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(監察室長等)

第8条の2 監察室に、監察室長を置く。

2 監察室長は、監察官をもって充てる。

3 監察室長は、上司の命を受け、監察室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 監察室に、室長代理及び室長補佐を置く。

5 室長代理は、上司の命を受け、監察室の総括的な運営について室長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する。

6 室長補佐は、上司の命を受け、室長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

7 第5条の2、第7条及び前条の規定により課に置く職及び係は、監察室について準用する。

第10条中第14号を削り、第15号を第14号とする。

第14条及び第14条の2を削り、第14条の3第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 電子計算組織の整備計画及び電子計算組織による情報の管理の企画に関すること。

(2) 電子計算組織の運用に関すること。

第14条の3中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 電子計算組織を活用した事務能率の増進に関すること。

第14条の3を第14条とし、同条の次に次の3条を加える。

(留置管理課)

第14条の2 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留置場に関すること。
- (2) 被留置者の管理に関すること。
- (3) 被留置者の護送に関すること。

(監察官)

第14条の3 監察官は、命を受け、監察の実施に関する事務をつかさどる。

(監察室)

第14条の4 監察室においては、次の事務をつかさどるほか、首席監察官及び監察官を補佐する。

- (1) 警察職員の服務及び所管行政の監察に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 表彰及び懲戒に関すること。
- (3) 訟務に関すること。
- (4) 損害賠償に関すること。

第21条に次の1号を加える。

- (4) 暴走族対策に関すること。

第27条の4及び第27条の5を削り、第27条の6を第27条の4とし、第27条の7から第27条の17までを2条ずつ繰り下げる。

第31条の2を第31条の4とし、第31条の次に次の2条を加える。

(暴走族対策室)

第31条の2 交通部交通指導課に、暴走族対策室を附置する。

- 2 暴走族対策室は、暴走族対策及び暴走族の取締りに関する業務に当たる。
- 3 暴走族対策室に、係を置く。

(暴走族対策室長)

第31条の3 暴走族対策室に、室長を置く。

- 2 室長は、上司の命を受け、室務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第32条中「、第27条の16」を削り、「及び第30条」を「、第30条及び第31条の2」に改める。

第38条第1項中「及び地域・交通官」を「、地域・交通官又は地域・警備官」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 地域・警備官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち地域警察及び警備警察の運営について署長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

別表3 茨城県警察交通機動隊潮来分駐隊の項中「潮来市延方乙」を「潮来市洲崎」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年3月19日から施行する。
- 2 茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則（昭和41年茨城県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、監察課長」を削る。

第7条中「監察課」を「監察室」に、「行なう」を「行う」に改める。

茨城県公安委員会規則第3号

交番、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 3月13日

茨城県公安委員会委員長 中 川 清

交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則（昭和35年茨城県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 (1)水戸の項中

「	「	を	に改め，同表石岡の項中
赤塚町交番	水戸市大塚町 1825の 2	赤塚駅前交番	水戸市河和田 一丁目1830番 地の 7
」	」		

「	を	に
石岡駅前交番	石岡市国府一丁目 1 番20号	石岡市国府一，二，三，四，五，六，七丁目，府中一，二，三，四，五丁目，若宮一，二，三，四丁目，総社一，二丁目，若松一，二，三丁目，鹿の子一，二，三，四丁目，北府中一，二，三丁目，貝地一，二丁目，茨城一，二，三丁目，田島一，二丁目，南台一，二，三，四丁目，大谷津，谷向町，柏原町，正上内，並木，村上，染谷，石岡，東石岡一，二，三，四，五丁目，東光台一，二，三，四，五丁目，旭台一，二，三丁目，杉並一，二，三，四丁目，泉町，杉の井，東大橋，小井戸，荒金，行里川，東府中，八軒台
」		

「	に	に
石岡駅前交番	石岡市国府一丁目 1 番20号	石岡市国府一，二，三，四，五，六，七丁目，府中一，二，三，四，五丁目，若宮一，二，三，四丁目，総社一，二丁目，若松一，二，三丁目，鹿の子一，二，三，四丁目，北府中一，二，三丁目，貝地一，二丁目，茨城一，二，三丁目，田島一，二丁目，谷向町，柏原町，正上内，並木，村上，染谷，石岡，杉並一，二，三，四丁目，泉町，杉の井，荒金，行里川，東府中，八軒台
」		

改める。

別表第 2 (2)麻生の項中

「	を	に
延方駐在所	潮来市宮前一丁目	潮来市延方（新宮，東区，洲崎，下田，西区），前川，宮前一，二丁目
」		

「	に	に
延方駐在所	潮来市宮前一丁目	潮来市新宮南，新宮，延方西，延方東，洲崎，下田，前川，宮前一，二丁目
」		

改め，同表竜ヶ崎の項中

「	貝原塚駐 在所	竜ヶ崎市藤ヶ 丘一丁目	を	「	貝原塚駐 在所	竜ヶ崎市中里 二丁目	に改める。	」
---	------------	----------------	---	---	------------	---------------	-------	---

別表第 2 (3)中

「	江戸崎警察署 所在地	江戸崎町戸張, 田宮, 門前 (石橋を除く。), 新宿, 浜町, 大宿, 荒宿, 天王町, 本宿, 根宿, 切通, 西町, 高田, 椎塚, 沼田, 駒塚, 桑山	を	」
---	---------------	--	---	---

「	江戸崎警察署 所在地	江戸崎町戸張, 田宮, 門前 (石橋を除く。), 新宿, 浜町, 大宿, 荒宿, 天王町, 本宿, 根宿, 切通, 西町, 高田, 椎塚, 沼田, 駒塚, 桑山	に
	石岡警察署所 所在地	石岡市南台一, 二, 三, 四丁目, 大谷津, 東石岡一, 二, 三, 四, 五丁目, 東光台一, 二, 三, 四, 五丁目, 旭台一, 二, 三丁目, 東大橋, 小井戸	

改める。

別表第 2 (4)麻生の項中

「	潮来地区交番 所在地	潮来市潮来, 大洲, 延方 (曲松, 須賀, 徳島, 福島, 米島, 古高, 小泉, 大山団地), 辻, 日の出一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八丁目, あやめ一, 二丁目, 大塚野一, 二丁目	を	」
---	---------------	--	---	---

「	潮来地区交番 所在地	潮来市潮来, 大洲, 延方, 須賀南, 須賀, 曲松南, 曲松, 小泉南, 小泉, 大山, 古高, 福島, 徳島, 米島, 川尾, 辻, 日の出一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八丁目, あやめ一, 二丁目, 大塚野一, 二丁目	に	」
---	---------------	--	---	---

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 (1)水戸の項及び(2)竜ヶ崎の項の改正規定は、平成15年 4月 1日から施行する。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成15年 3月13日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 2 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則 (昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第34 4 警察本部長の項中

- 「(18) 本部の課の監察官  
 (18の2) 公安委員会補佐室長, 広報広聴室長, 犯罪被害者対策室長, 留置管理室長, 通訳センター所長, ストーカー対策室長, 安全・安心まちづくり推進室長, 鉄道警察隊長, 航空隊長及び首席交通聴聞官 』
- 「(18) 監察官  
 (18の2) 監察室長  
 (18の3) 本部の課の公安委員会補佐室長, 広報広聴室長, 犯罪被害者対策室長, 通訳センター所長, ストーカー対策室長, 安全・安心まちづくり推進室長, 鉄道警察隊長, 航空隊長, 暴走族対策室長及び 』に,  
 首席交通聴聞官 』
- 「(21) 警視の階級にある笠間, ひたちなか西, 高萩, 麻生, 江戸崎, 下館, 下妻, 水海道, 古河及び境の警察署の次長  
 (22) 警視の階級にある本部の課の理事官, 秘書官, 企画調査官, 人事調査官, ハイテク犯罪対策官, 少年事件捜査指導官, 保安調査官, 環境犯罪捜査指導官, 銃器捜査官, 地域指導官, 通信司令官, 刑事指導官, 刑事調査官, 広域捜査官, 事件指導官, 特殊事件捜査指導官, 特別捜査指導官, 組織窃盗対策 』を  
 官, 暴力団対策調査官, 暴力団対策官, 国際犯罪対策官, 交通調査官, 交通安全教育企画官, 交通指導官, 交通管制官, 交通聴聞官, 交通指導官, 警備調査官, 警備対策官, 警衛・警護官及び災害対策官 』
- 「(21) 警視の階級にある笠間, ひたちなか西, 那珂, 高萩, 麻生, 江戸崎, 下館, 下妻, 水海道, 古河及び境の警察署の次長  
 (22) 警視の階級にある本部の課の理事官, 管理官及び刑事調査官 』に,
- 「(24) 警視の階級にある警察署の地域官, 交通官, 刑事官及び地域交通官 』を
- 「(24) 警視の階級にある警察署の地域・警備官, 交通官, 刑事官及び地域・交通官 』に

改める。

付 則

この規則は, 平成15年 3月19日から施行する。



# 告 示

茨城県告示第328号

茨城県青少年のための環境整備条例 (昭和37年茨城県条例第60号) 第7条の規定に基づき, 青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

|   |           |             |
|---|-----------|-------------|
| 1 | 推 奨 番 号   | 7           |
| 2 | 種 類       | 映画          |
| 3 | 題 名       | 森の学校        |
| 4 | 製 作       | 森の学校製作委員会   |
| 5 | 配 給 会 社   | 森の学校上映委員会   |
| 6 | 推 奨 年 月 日 | 平成15年 3月 7日 |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 推 奨 理 由 | <p>河合雅雄氏原作の「少年動物誌」をもとにつくられた物語。歯科医の家庭に生まれた六人兄弟 仁（ひとし）・公（ただし）・雅雄（まさお）・道雄（みちお）・隼雄（はやお）・逸雄（いつお）が山の中を駆け回り、川やたんぼで泥だらけになりながら、自然の素晴らしさや美しさ、生命の尊さをさまざまな出会いや別れによって心に刻んでいく様子がいきいきと描かれているほか、両親の愛情表現は親と子の本当のあり方を考えさせられる内容である。</p> <p>家族や地域のつながりの大切さや、生命の尊さ、自然のすばらしさなどを描いており、青少年の健全育成に有益である。</p> |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 茨城県告示第329号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第8条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号 | 種類 | 題 名                               | 配 給 会 社        |
|------|----|-----------------------------------|----------------|
| 1938 | 映画 | 痴漢電車 快感！桃尻タッチ                     | オーピー映画         |
| 1939 | 映画 | エアロビ性感 むっちりなお尻                    | オーピー映画         |
| 1940 | 映画 | 人妻淫交                              | 新東宝映画          |
| 1941 | 映画 | 小島三奈 声を漏らし感じて                     | オーピー映画         |
| 1942 | 映画 | 貪る年増たち - サセ頃・シ盛り・ゴザ掻き -           | 新日本映像          |
| 1943 | 映画 | 新日本映像ニュース 貪る年増たち - サセ頃・シ盛り・ゴザ掻き - | 新日本映像          |
| 1944 | 映画 | 和服妻凌辱 - 奥の淫 -                     | 新日本映像          |
| 1945 | 映画 | 新日本映像ニュース 和服妻凌辱 - 奥の淫 -           | 新日本映像          |
| 1946 | 映画 | 不倫する人妻 眩暈                         | 新東宝映画          |
| 1947 | 映画 | 隣のお姉さん 小股の斬れ味                     | オーピー映画         |
| 1948 | 映画 | 中村あみ お願い汚して                       | オーピー映画         |
| 1949 | 映画 | アレックス                             | コムストック         |
| 1950 | 映画 | 巨乳女将の寝乱れ姿                         | オーピー映画         |
| 1951 | 映画 | 秘蜜                                | ギャガ・コミュニケーションズ |
| 1952 | 映画 | 痴漢の影 奪われた人妻                       | 新東宝映画          |
| 1953 | 映画 | スワッピング・ナイト 危険な戯れ                  | 新東宝映画          |
| 1954 | 映画 | 尼寺の後家 夜這い床枕                       | 新日本映像          |
| 1955 | 映画 | 新日本映像ニュース 尼寺の後家 夜這い床枕             | 新日本映像          |
| 1956 | 映画 | 教育実習生 透けたブラウス                     | オーピー映画         |
| 1957 | 映画 | 韓国美姉妹 不貞の人妻                       | 新日本映像          |
| 1958 | 映画 | 新日本映像ニュース 韓国美姉妹 不貞の人妻             | 新日本映像          |
| 1959 | 映画 | 紅姉妹前編                             | 新東宝映画          |
| 1960 | 映画 | 紅姉妹後編                             | 新東宝映画          |
| 1961 | 映画 | わいせつ温泉宿 濡れる若女将                    | 新東宝映画          |

| 指定番号 | 種類 | 題 名                      | 配 給 会 社                |
|------|----|--------------------------|------------------------|
| 1962 | 映画 | 熱い肉体 濡れた一夜               | オーピー映画                 |
| 1963 | 映画 | 情熱の処女 スペインの宝石            | パイオニア<br>L D C         |
| 1964 | 映画 | 人妻とすけべ女医 本性丸出し           | 新日本映像                  |
| 1965 | 映画 | 新日本映像ニュース 人妻とすけべ女医 本性丸出し | 新日本映像                  |
| 1966 | 映画 | 三十路家政婦 いかせ上手             | 新日本映像                  |
| 1967 | 映画 | 新日本映像ニュース 三十路家政婦 いかせ上手   | 新日本映像                  |
| 1968 | 映画 | 変態未亡人 喪服を乱して             | オーピー映画                 |
| 1969 | 映画 | 狼の獲物たち                   | E N K プ ロ<br>モ ー シ ョ ン |
| 1970 | 映画 | 熟年の性 人妻に戯れて              | オーピー映画                 |

茨城県告示第330号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により十王町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の一部の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

大字山部字芹田に変更する区域

大字山部字下小幡 21の2の一部、22の一部

同 字駒潜 268の4の一部

同 字道ノ目 295の一部、296の1の一部、296の2の一部、299の一部、300の一部、301の1、301の2

同 字中島 312の一部、313の一部、314、315の一部、316の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字山部字海老内に変更する区域

大字山部字駒潜 268の2、269、270の一部

同 字曲松 278から280までの各一部

同 字道ノ目 298の一部、299の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字山部字道ノ目に変更する区域

大字山部字曲松 278から280までの各一部、281、282の一部

同 字嶋内 287の1の一部、287の3の一部、288の1の一部、288の2の一部、289の2、291、292の1から292の3まで、293、294

同 字芹田 305の1の一部、306の一部、307から310まで

同 字深谷 402の一部

同 字東明内 435の一部、436の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字山部字深谷に変更する区域



大字山部字曲松 282の一部  
同 字嶋内 283の 1 , 283の 2 , 284の 1 , 284の 2 , 285 , 286 , 287の 1 の一部 , 287の 2 , 287の 3 の一部 , 288の 1 の一部  
同 字東明内 434の一部 , 434の 1 の一部 , 435の一部  
同 字水無 477の一部 , 477の 1

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字山部字駒潜に変更する区域

大字山部字道ノ目 299の一部

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

大字山部字下小幡に変更する区域

大字山部字芹田 305の 1 の一部 , 306の一部

同 字中島 312の一部 , 313の一部 , 315の一部 , 316の一部 , 317から319まで , 320の 2

同 字稲荷前 327の 1 , 329の 1 , 330 , 331 , 331の 1

同 字谷ツ田 339から341まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

大字山部字水無に変更する区域

大字山部字深谷 412から416までの各一部 , 424の一部

大字友部字臼子 3007の一部 , 3008の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字山部字東明内に変更する区域

大字山部字深谷 428の 2 の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字山部字梅木田に変更する区域

大字山部字水無 482の 1 の一部 , 482の 2 , 486の一部 , 487の 1 の一部 , 487の 2 , 488の 1 の一部 , 488の 2

同 字柱口 527の 1 , 527の 2 , 528の一部 , 529の 1 , 529の 2 , 530 , 531の 1 の一部 , 532の一部 , 533の一部

大字友部字臼子 3000の一部 , 3003の一部 , 3004 , 3005 , 3006の 1 の一部 , 3006の 2 , 3008の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字山部字柱口に変更する区域

大字山部字梅木田 538の 1 の一部 , 540 , 541

大字友部字臼子 2993の一部 , 2996の一部 , 2997の 1 の一部 , 2998の 1 , 2998の 2 , 2999の一部 , 3000の一部 , 3001の 1 , 3001の 3 , 3002の一部 , 3003の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字友部字臼子に変更する区域

大字山部字柱口 536の一部 , 537の一部 , 537の 1 の一部 , 539の一部

同 字梅木田 538の 1 の一部

同 字深谷 414の一部 , 415の一部 , 416の一部

同 字水無 483の一部

大字友部字五反田 2950の 1 の一部 , 2950の 2 の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

## 大字友部字五反田に変更する区域

大字山部字柱口 537の一部, 537の1の一部  
 大字友部字前臼子 3049の2, 3052の2, 3052の3, 3053  
 同 字臼子 3045の一部, 3046

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

## 茨城県告示第331号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により十王町長から土地区画整理事業に伴い, 同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお, この届出に係る字の区域の一部の変更の効力は, 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成15年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 大字友部字鹿島谷に変更する区域

大字友部字鹿島後 2499から2504まで, 2506から2508まで, 2509の1から2509の3まで, 2510から2524まで, 2525の2, 2525の5, 2525の6, 2528の2から2528の4まで, 3308の2, 3308の3  
 同 字亀田 2498の1, 2887の1から2887の3まで, 2888の1, 2889の1, 2889の2, 2890の1から2890の3まで, 2891から2898まで, 2899の1から2899の3まで, 2900, 2901の1, 2901の2  
 同 字原ノ坊 2745の19, 2745の24, 2745の25

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部。

## 茨城県告示第332号

次の病院は, 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の救急病院である。

なお, 当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は, 平成18年3月12日である。

平成15年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称                | 所 在 地              |
|--------------------|--------------------|
| 小 川 町 国 保 中 央 病 院  | 東茨城郡小川町大字中延651 - 2 |
| 株式会社 日立製作所 日立総合病院  | 日立市城南町2 - 1 - 1    |
| 医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院 | 牛久市猪子町896番地        |
| 医療法人社団輝峰会 東取手病院    | 取手市井野字前土井246       |
| 宗 仁 会 第 一 病 院      | 北相馬郡藤代町大字岡1467番地   |
| 取手北相馬保健医療センター医師会病院 | 取手市大字野々井1926       |
| 西 間 木 病 院          | 取手市戸頭1 - 8 - 21    |
| 総合病院 取手協同病院        | 取手市本郷2 - 1 - 1     |
| 医療法人社団重陽会 斎藤病院     | 石岡市旭台1 - 17 - 26   |
| 国 立 霞 ケ 浦 病 院      | 土浦市下高津2 - 7 - 14   |
| 総合病院 土浦協同病院        | 土浦市真鍋新町11 - 7      |
| 医療法人美湖会 美浦中央病院     | 稲敷郡美浦村大字宮地596      |

| 名 称          | 所 在 地            |
|--------------|------------------|
| 東京医科大学霞ヶ浦病院  | 稲敷郡阿見町中央3-20-1   |
| 石岡市医師会病院     | 石岡市大字石岡10528-25  |
| 友愛記念病院       | 猿島郡総和町関戸726      |
| 茨城西南医療センター病院 | 猿島郡境町2190        |
| 猿島赤十字病院      | 猿島郡総和町上辺見1300-13 |
| 水海道さくら病院     | 水海道市森下町4447      |
| 医療法人江東会存身堂病院 | 岩井市大字岩井3293      |
| 湯本病院         | 結城郡八千代町栗山238     |

## 茨城県告示第333号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所である次の診療所については、その開設者から同令第2条第2項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称       | 所 在 地        |
|-----------|--------------|
| 菊山胃腸科外科医院 | 下妻市大字下妻丁81-7 |

## 茨城県告示第334号

次の診療所については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出があったので、同規則第3条第1項の規定により救急医療協力診療所に指定する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称       | 所 在 地        |
|-----------|--------------|
| 菊山胃腸科外科医院 | 下妻市大字下妻丁81-7 |

## 茨城県告示第335号

次の救急医療協力医療機関については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同規則第4条第2項の規定により告示する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称  | 所 在 地        |
|------|--------------|
| 原田医院 | 真壁郡明野町村田1608 |

## 茨城県告示第336号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称      | 事業所の名称              | 事業所の所在地          | サービスの種類等 | 指 定<br>年月日     |
|-------------|---------------------|------------------|----------|----------------|
| 株式会社日成メディカル | 株式会社日成メディカルつくば支店福祉課 | 土浦市卸町 2 - 3 - 31 | 福祉用具貸与   | 平成15年<br>3月 1日 |

## 茨城県告示第337号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称         | 事業所の名称     | 事業所の所在地        | サービスの種類等        | 指 定<br>年月日     |
|----------------|------------|----------------|-----------------|----------------|
| 有限会社 メディカルアシスト | グループホームつくし | 稲敷郡阿見町曙176番地 3 | 痴呆対応型<br>共同生活介護 | 平成15年<br>3月 3日 |

## 茨城県告示第338号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称  | 事業所の名称 | 事業所の所在地          | サービスの種類等 | 指 定<br>年月日     |
|---------|--------|------------------|----------|----------------|
| 株式会社アリア | アリア    | 那珂郡緒川村大字大岩2207番地 | 通所介護     | 平成15年<br>3月 4日 |

## 茨城県告示第339号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称    | 事業所の名称                        | 事業所の所在地       | サービスの種類等 | 指 定<br>年月日     |
|-----------|-------------------------------|---------------|----------|----------------|
| 株式会社 コン・ビ | 株式会社 コン・ビ鹿嶋ふれあい<br>デイサービスセンター | 鹿嶋市宮中2030番地 1 | 通所介護     | 平成15年<br>3月 5日 |

## 茨城県告示第340号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 介護保険事業所番号  | 事業者の名称             | 事業所の名称           | 主たる事業所の所在地      | サービスの種類        | 変更内容                     | 変更年月日      |
|------------|--------------------|------------------|-----------------|----------------|--------------------------|------------|
| 0871500112 | 特定非営利活動法人ウィラブ北茨城   | 特定非営利活動法人ウィラブ北茨城 | 北茨城市磯原町上相田99番地1 | 訪問介護           | 事業所の所在地（北茨城市磯原町上相田99番地1） | 平成15年2月3日  |
| 0871100046 | 社会福祉法人 水海道市社会福祉協議会 | 水海道市社会福祉協議会      | 水海道市天満町2472番地   | 訪問介護<br>訪問入浴介護 | 事業所の所在地（水海道市天満町2472番地）   | 平成15年2月18日 |

## 茨城県告示第341号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 法人名              | 事業所名          | 所在地              | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------|---------------|------------------|---------|-------------|
| 日東リース株式会社        | 日立福祉レンタルサービス  | 日立市大みか町6-17-25   | 福祉用具貸与  | 平成14年10月31日 |
| タカラビルメン株式会社      | タカラケアサポート     | 龍ヶ崎市中根台4-10-1    | 訪問介護    | 平成14年12月31日 |
| 介護ショップエルム        | 介護ショップエルム     | 水戸市平須町1933-3     | 福祉用具貸与  | 平成14年12月31日 |
| 介護ショップエルム        | 介護ショップエルム     | 水戸市平須町1933-3     | 訪問介護    | 平成14年12月31日 |
| 株式会社宮内興業         | ゆかり訪問介護サービス   | 鹿島郡波崎町矢田8725-6   | 訪問介護    | 平成15年1月31日  |
| 有限会社あい・らいふ       | 有限会社あい・らいふ    | 西茨城郡友部町平町1646-75 | 福祉用具貸与  | 平成15年2月28日  |
| メディカルウェルサービス株式会社 | ヘルパーステーションかもめ | 水戸市本町3丁目11番3号    | 訪問介護    | 平成15年3月1日   |

## 茨城県告示第342号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称    | 事業所の名称                       | 事業所の所在地       | サービスの種類等   | 指 定<br>年月日    |
|-----------|------------------------------|---------------|------------|---------------|
| 株式会社 コン・ビ | 株式会社 コン・ビ鹿嶋ふれあい<br>ケアプランセンター | 鹿嶋市宮中2030番地 1 | 居宅介護支<br>援 | 平成15年<br>3月5日 |

## 茨城県告示第343号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 介護保険<br>事業所番号 | 事業者の名称                 | 事業所の名称          | 主たる事業所の<br>所 在 地  | サービ<br>スの 種 類 | 変更内容                                | 変 更<br>年月日     |
|---------------|------------------------|-----------------|-------------------|---------------|-------------------------------------|----------------|
| 0871100046    | 社会福祉法人 水海道<br>市社会福祉協議会 | 水海道市社会福祉<br>協議会 | 水海道市天満町<br>2472番地 | 居宅介護支<br>援    | 事業所の所<br>在 地（水海<br>道市天満町<br>2472番地） | 平成15年<br>2月18日 |

## 茨城県告示第344号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 法 人 名           | 事 業 所 名    | 所 在 地                | サービ<br>スの 種 類 | 廃 止<br>年月日      |
|-----------------|------------|----------------------|---------------|-----------------|
| ひたちの開発株式会<br>社  | レッツ文化村     | 東茨城郡内原町下野311番地の<br>5 | 居宅介護支<br>援    | 平成14年<br>11月30日 |
| タカラビルメン株式<br>会社 | タカラケアサポート  | 龍ヶ崎市中根台 4 - 10 - 1   | 居宅介護支<br>援    | 平成14年<br>12月31日 |
| 有限会社介護の窓口       | ケアプランひたちなか | ひたちなか市中根4822番地 1     | 居宅介護支<br>援    | 平成15年<br>1月31日  |

## 茨城県告示第345号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、次のとおり指定辞退の届出を受理したので、同法第115条の規定により告示する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 指定時の事業所の所在地   | サービ<br>スの 種 類 等 | 辞 退<br>年月日    |
|--------|--------|---------------|-----------------|---------------|
| 明野中央医院 | 明野中央医院 | 真壁郡明野町海老ヶ島926 | 介護療養型<br>医療施設   | 平成15年<br>2月5日 |

## 茨城県告示第346号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

大豊商事株式会社

代表取締役 三谷 章

## (2) 住所

つくば市大字田倉4691番地

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新下妻ショッピングセンター

下妻市堀籠972 - 1

## (2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                 | 代表者氏名   |
|-------------|---------------------|---------|
| 株式会社ふじもと    | 水戸市新原 1 丁目 2 番18号   | 藤 田 佳 宏 |
| 小林商事株式会社    | 千葉県千葉市中央区問屋町14番 2 号 | 小 林 孝 一 |
| 株式会社ユタカヤ    | 水海道市宝町2763          | 石 塚 哲 男 |
| 有限会社翁屋      | 下妻市大字下妻丁123番地       | 塚 越 栄   |

(変更後)

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                  | 代表者氏名   |
|-------------|----------------------|---------|
| あさ川製菓株式会社   | 水戸市元石川町富士山325 - 19   | 桐 村 幸 雄 |
| 株式会社フクダ     | ひたちなか市外野 2 丁目32番 6 号 | 福 田 伸 二 |
| 株式会社トム      | 水海道市天満町4759 - 7      | 石 塚 勝   |

## (3) 変更の年月日

平成15年 1月24日

## (4) 変更する理由

小売業者の退店・出店による

## 3 届出年月日

平成15年 2月24日

## 茨城県告示第347号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成15年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 届出者及び代表者の氏名

大豊商事株式会社

代表取締役 三谷 章

## (2) 住所

つくば市大字田倉4691番地

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新下妻ショッピングセンター

下妻市堀籠972 - 1

## (2) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後11時

(変更後) 開店時刻 午前0時、午前9時（年間60日は午前8時）

閉店時刻 午後12時（一部午後11時）

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時45分～午後11時15分

(変更後) 24時間（一部午前8時45分～午後11時15分）

## (3) 変更する年月日

平成15年3月7日

## (4) 変更する理由

来客の買い物の利便性をより向上し、地域の生活に貢献するため。

## 3 届出年月日

平成15年2月24日

## 茨城県告示第348号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。



平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニュー鹿島ショッピングタウン

鹿嶋市宮中290 - 1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成14年12月16日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 (一部、年間80日は午前 9 時)

閉店時刻 午後 9 時 (一部午後 8 時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時 (年間60日は午前 8 時), 午前10時

閉店時刻 午後11時 (一部午後 8 時, 午後 9 時)

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分 (一部、年間80日は午前 8 時30分) ~ 午後 9 時30分 (一部午後 8 時30分)

(変更後) 午前 8 時30分 (年間60日は午前 7 時30分, 一部午前 9 時30分) ~ 午後11時30分 (一部午後 8 時30分, 午後 9 時30分)

## ウ 届出年月日

平成14年11月28日

## 2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要                 | 理 由                    |
|---------|---------------------------|------------------------|
| 鹿嶋市     | 常用発電機からの騒音に対する緩和のための適切な対応 | 聞こえない音「低周波音」が問題化しているため |

## 茨城県告示第349号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) カスミ新下館店

下館市大字二木成字西の内1276番地 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成14年12月 5 日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所            | 代表者氏名   |
|-------------|----------------|---------|
| 株式会社カスミ     | つくば市西大橋599番地 1 | 小 瀧 裕 正 |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年 7月17日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,483m<sup>2</sup>

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 213台
- (イ) 駐輪場の収容台数 90台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 50m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 18m<sup>3</sup>

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前 9 時
  - (閉店時刻) 午前 0 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時45分 ~ 午前 0 時15分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
8 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 3 時 ~ 午前 0 時

## キ 届出年月日

平成14年11月15日

## 2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------------|
| 下館市     | 道路工事施工承認 (24条) 申請をお願いしたい。                                    |
|         | 歩道について、重車両の横断に耐えられる路盤構成にしていきたい。                              |
|         | 側溝について、重車両の横断に耐えられる製品の使用をお願いしたい。                             |
|         | 街路樹がかかる場合は植栽の移植をお願いしたい。                                      |
|         | 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始 7 日前までに、市長に届出を提出すること。   |
|         | 騒音・振動規制法に該当する施設を設置しようとする者は、工事開始30日前までに、市長に届出を提出すること。         |
|         | 高さが 9 m を超え、かつ、延床面積が 2,000m <sup>2</sup> を超える場合、茨城県景観形成条例に基づ |

|                                         |
|-----------------------------------------|
| く大規模行為の届出が必要となる。                        |
| 市街地の環境・景観等を配慮した建物の外観としていただきたい。          |
| 敷地周辺の囲いについては、ある程度のグレードの高いもので計画していただきたい。 |

## 茨城県告示第350号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) コジマNEW下館店  
下館市西谷貝沼堀813 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）  
平成15年 1月16日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称  | 住 所               | 代表者氏名   |
|---------|-------------------|---------|
| 株式会社コジマ | 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号 | 小 島 章 利 |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年10月 1日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,124m<sup>2</sup>

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 90台  
(イ) 駐輪場の収容台数 44台  
(ウ) 荷さばき施設の面積 99m<sup>2</sup>  
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 22m<sup>3</sup>

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(開店時刻) 午前10時  
(閉店時刻) 午後 9 時  
(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 9 時30分～午後 9 時  
(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(ニ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時～午後7時

キ 届出年月日

平成14年12月26日

## 2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------|
| 下館市     | 道路工事施工承認(24条)申請をお願いしたい。                                    |
|         | 歩道について、重車両の横断に耐えられる路盤構成にしていきたい。                            |
|         | 側溝について、重車両の横断に耐えられる製品の使用をお願いしたい。                           |
|         | 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始7日前までに、市長に届出を提出すること。   |
|         | 騒音・振動規制法に該当する施設を設置しようとする者は、工事開始30日前までに、市長に届出を提出すること。       |
|         | 高さが9mを超え、かつ、延床面積が2,000㎡を超える場合、茨城県景観形成条例に基づく大規模行為の届出が必要となる。 |
|         | 市街地の環境・景観等を配慮した建物の外観としていただきたい。                             |
|         | 敷地周辺の囲いについては、ある程度のグレードの高いもので計画していただきたい。                    |

### 茨城県告示第351号

茨城県訓練手当支給要項(昭和50年茨城県告示第1255号)の一部を次のように改正する。

平成15年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

第2条第1項第6号中「第1条第1項第8号」を「第1条第1項第7号」に改め、同項第7号中「知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター」を「知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第6号に規定する精神障害者のうち、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定されたもの  
第2条第1項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成14年法律第143号)第3条第2項に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して5年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であつてその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子及び孫が北朝鮮内にとどまつていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

様式第1号(その1)中「雇用促進事業団」を「雇用・能力開発機構」に改める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 茨城県告示第352号

つくば市筑波農業協同組合の農地保有合理化事業規程の廃止については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、平成15年2月3日に承認したので公告する。

平成15年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 農地保有合理化事業の実施地域

つくば市（旧筑波町の区域に限る）における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域）の区域

## 2 農地保有合理化事業の種類

- (1) 農地売買等事業（貸借事業に限る。）
- (2) 農地信託等事業

## 茨城県告示第353号

つくば市豊里農業協同組合の農地保有合理化事業規程の廃止については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、平成15年2月3日に承認したので公告する。

平成15年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 農地保有合理化事業の実施地域

つくば市（旧豊里町地区及びつくば市大字要・長高野地区に限る）における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域）の区域

## 2 農地保有合理化事業の種類

- (1) 農地売買等事業（貸借事業に限る。）
- (2) 農地信託等事業

## 茨城県告示第354号

つくば市農業協同組合の農地保有合理化事業規程については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1項の規定に基づき、平成15年2月3日に承認をしたので公告する。

平成15年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 農地保有合理化事業の実施区域

つくば市（旧筑波町地区、旧豊里町地区及びつくば市要、長高野地区に限る。）における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域）の区域とする。

## 2 農地保有合理化事業の種類

- (1) 農地売買等事業（貸借事業に限る。）
- (2) 農地信託等事業

## 茨城県告示第355号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 茨城町
- 2 事業の種類 茨城町多目的運動広場整備事業
- 3 起 業 地

- (1) 収用の部分

茨城県東茨城郡茨城町大字長岡字美島地内

- (2) 使用の部分

なし

- 4 事業の認定をした理由

- (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、住民がスポーツやレクリエーション活動を行うために必要な多目的運動広場であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する運動場、広場」に該当するため、土地収用法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である茨城町は、「茨城町第3次総合計画基本構想」、「茨城町都市計画マスタープラン」に基づき本件事業を計画し、また、一般会計により、すでに財源措置を講じており、本件事業を遂行する意思と能力を有していることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

町内外の誰もが利用可能な「茨城町総合運動公園」の利用者数が年々増加傾向にあり、特に、春から秋にかけての休日及び夜間は、町民が希望する日時に当該施設の利用予約がとりにくい状況にあることから、当該施設を補完するものとして本件施設が整備されれば、町民のゆとりあるスポーツとレクリエーションの振興が図られるものと判断される。また、起業地の存する長岡地区においては、地区住民がソフトボール等を行えるだけの十分な面積を有した施設がないことから、本件施設が整備されれば、地区住民が身近にスポーツやレクリエーション活動をととした健康増進、余暇活動の充実が図れるものと判断される。さらに、地区住民間のコミュニティ育成にも寄与するものと判断されることから、本件事業を施行することにより、得られる公共の利益は大きいと考えられる。

一方、本件施設から排出される雨水等の排水は、起業地に隣接する町道1430号線の排水施設を利用できることから、これによる起業地周辺の水田への水質面での影響はなく、起業地が民家から離れた位置にあることから、本件施設を利用する者の応援等による周辺民家への騒音面での影響も少ない。また、起業地内の隣接地周辺に植栽を施し、起業地内外の景観に配慮されていることから、本件施設の景観による影響も少ない。さらに、事業計画や環境問題などに対する反対もないことから、失われる公共の利益は小さいと考えられる。

なお、本件事業の起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件、経済的条件をもとに、3つの案について総合的に比較検討がなされており、起業地を本件事業に用いることが相当であると判断される。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、ソフトボール場、サッカー場、フットサル場、ゲートボール場、祭り等として併用可能な施設規模としており、最も規模の大きなソフトボール場は、ソフトボール3号使用による試合、練習に必要なグラウンドを立地条件及び利用者の技量を考慮したソフトボール施設設置基準に基づき算定している。また、サッカー場は、練習に必要なグラウンドをサッカー場施設設置基準を満たす最小の規模を算定し、フットサル場は、サロンフットボール施設設置基準を満たす規模を算定している。さらに、ゲートボール場は、ゲートボール施設設置基準を満たす規模を算定していることなどから、必要最小限の範囲を起業地としている。

から述べたようなことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、町内外の誰もが利用可能な「茨城町総合運動公園」の利用予約がとりにくい状況にあること、起業地の存する長岡地区に地区住民が身近にソフトボール等のスポーツを行える施設がないこと、町民からも運動施設不足の声があることから、茨城町が早急に施行されるべき事業として土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)で述べたように、本件事業は、土地収用法第20条に掲げる各要件を全て充足するものと認められる。

以上により、茨城町より申請のあった茨城町多目的運動広場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

茨城町役場



茨城県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成15年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 整 理 番 号 | 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間                                   | 敷地の幅員   | 延 長  |
|---------|-------|-------|---------------------------------------|---------|------|
| 358     | 県 道   | 日立東海線 | 日立市留町字表1150番1から<br>日立市留町字東田向653番1地先まで | メートル    | メートル |
|         |       |       |                                       | 最大 44.5 | 631  |
|         |       |       |                                       | 最小 18.0 |      |



茨城県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上吉影岩間線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延 長         | 摘 要  |
|------------------------------------------------------------|------|--------------------------|-------------|------|
| 東茨城郡小川町大字上吉影字羽抜沢<br>147番6から<br>東茨城郡小川町大字上吉影字石河原<br>711番2まで | 旧    | メートル<br>最大 6.5<br>最小 6.0 | メートル<br>500 |      |
|                                                            | 新    | 最大 25.0<br>最小 6.0        | 500         | 現道拡幅 |

## 茨城県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 明野間々田線
- 2 供用開始の区間 真壁郡関城町大字上野字五郎助1017番5地先から  
真壁郡関城町大字関本下字葎ヶ堤2939番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年3月13日

## 茨城県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 小田野口中ノ坪線
- 2 供用開始の区間 那珂郡美和村大字小田野字栃本2322番1地先から  
那珂郡美和村大字小田野字岩下1841番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年3月13日

## 茨城県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 日立東海線
- 2 供用開始の区間 日立市留町字表1150番1から  
日立市留町字東田向653番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年3月19日

## 茨城県告示第361号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、特定計量器定期検査を行う区域、期日及び場所を次のように定めたので告示する。

平成15年3月13日

茨城県計量検定所長 谷 田 部 努

| 執行区域  | 器 物 提 出 の 日 時                                            | 器 物 提 出 の 場 所 |
|-------|----------------------------------------------------------|---------------|
| 岩 瀬 町 | 平成15年4月16日から<br>平成15年4月18日まで<br>〔10時30分から〕<br>〔15時00分まで〕 | 岩瀬町臨時計量検査所    |
| 七 会 村 | 平成15年4月21日<br>〔10時30分から〕<br>〔15時00分まで〕                   | 七会村臨時計量検査所    |



| 執行区域   | 器 物 提 出 の 日 時                                        | 器 物 提 出 の 場 所 |
|--------|------------------------------------------------------|---------------|
| 友 部 町  | 平成15年 4月22日から (10時30分から)<br>平成15年 4月23日まで (15時00分まで) | 友部町臨時計量検査所    |
| 岩 間 町  | 平成15年 4月24日 (10時30分から)<br>(15時00分まで)                 | 岩間町臨時計量検査所    |
| 笠 間 市  | 平成15年 5月13日から (10時30分から)<br>平成15年 5月16日まで (15時00分まで) | 笠間市臨時計量検査所    |
| ひたちなか市 | 平成15年 5月20日から (10時30分から)<br>平成15年 5月23日まで (15時00分まで) | ひたちなか市臨時計量検査所 |
|        | 平成15年 5月26日から (10時30分から)<br>平成15年 5月29日まで (15時00分まで) |               |
| 東 海 村  | 平成15年 6月 9日から (10時30分から)<br>平成15年 6月10日まで (15時00分まで) | 東海村臨時計量検査所    |
| 那 珂 町  | 平成15年 6月11日から (10時30分から)<br>平成15年 6月13日まで (15時00分まで) | 那珂町臨時計量検査所    |
| 瓜 連 町  | 平成15年 6月16日 (10時30分から)<br>(15時00分まで)                 | 瓜連町臨時計量検査所    |
| 大 宮 町  | 平成15年 6月17日から (10時30分から)<br>平成15年 6月19日まで (15時00分まで) | 大宮町臨時計量検査所    |
| 山 方 町  | 平成15年 6月20日 (10時30分から)<br>(15時00分まで)                 | 山方町臨時計量検査所    |
| 緒 川 村  | 平成15年 6月23日 (10時30分から)<br>(15時00分まで)                 | 緒川村臨時計量検査所    |
| 美 和 村  | 平成15年 6月24日 (10時30分から)<br>(15時00分まで)                 | 美和村臨時計量検査所    |
| 関 城 町  | 平成15年 7月 3日から (10時30分から)<br>平成15年 7月 4日まで (15時00分まで) | 関城町臨時計量検査所    |
| 明 野 町  | 平成15年 7月 7日から (10時30分から)<br>平成15年 7月 8日まで (15時00分まで) | 明野町臨時計量検査所    |
| 真 壁 町  | 平成15年 7月 9日から (10時30分から)<br>平成15年 7月10日まで (15時00分まで) | 真壁町臨時計量検査所    |
| 大 和 村  | 平成15年 7月11日 (10時30分から)<br>(15時00分まで)                 | 大和村臨時計量検査所    |
| 協 和 町  | 平成15年 7月14日 (10時30分から)<br>(15時00分まで)                 | 協和町臨時計量検査所    |
| 結 城 市  | 平成15年 9月 3日から (10時30分から)<br>平成15年 9月 5日まで (15時00分まで) | 結城市臨時計量検査所    |
|        | 平成15年 9月 8日から (10時30分から)<br>平成15年 9月 9日まで (15時00分まで) |               |
| 下 妻 市  | 平成15年 9月10日から (10時30分から)<br>平成15年 9月12日まで (15時00分まで) | 下妻市臨時計量検査所    |
|        | 平成15年 9月16日から (10時30分から)<br>平成15年 9月17日まで (15時00分まで) |               |
| 古 河 市  | 平成15年 9月18日から (10時30分から)<br>平成15年 9月19日まで (15時00分まで) | 古河市臨時計量検査所    |
|        | 平成15年 9月24日から (10時30分から)<br>平成15年 9月25日まで (15時00分まで) |               |
| 取 手 市  | 平成15年10月 2日から (10時30分から)<br>平成15年10月 3日まで (15時00分まで) | 取手市臨時計量検査所    |
|        | 平成15年10月 6日から (10時30分から)<br>平成15年10月 8日まで (15時00分まで) |               |

| 執行区域    | 器 物 提 出 の 日 時                                                          | 器 物 提 出 の 場 所 |
|---------|------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 伊 奈 町   | 平成15年10月9日から (10時30分から)<br>平成15年10月10日まで (15時00分まで)                    | 伊奈町臨時計量検査所    |
| 谷 和 原 村 | 平成15年10月14日から (10時30分から)<br>平成15年10月15日まで (15時00分まで)                   | 谷和原村臨時計量検査所   |
| 玉 里 村   | 平成15年10月20日 (10時30分から)<br>(15時00分まで)                                   | 玉里村臨時計量検査所    |
| 霞ヶ浦町    | 平成15年10月21日から (10時30分から)<br>平成15年10月22日まで (15時00分まで)                   | 霞ヶ浦町臨時計量検査所   |
| 千代田町    | 平成15年10月23日から (10時30分から)<br>平成15年10月24日まで (15時00分まで)                   | 千代田町臨時計量検査所   |
| 八 郷 町   | 平成15年10月27日から (10時30分から)<br>平成15年10月29日まで (15時00分まで)                   | 八郷町臨時計量検査所    |
| 新 治 村   | 平成15年10月30日から (10時30分から)<br>平成15年10月31日まで (15時00分まで)                   | 新治村臨時計量検査所    |
| つくば市    | 平成15年11月4日から (10時30分から)<br>平成15年11月7日まで (15時00分まで)                     | つくば市臨時計量検査所   |
|         | 平成15年11月10日から (10時30分から)<br>平成15年11月14日まで (15時00分まで)                   |               |
| 牛 久 市   | 平成15年11月17日から (10時30分から)<br>平成15年11月19日まで (15時00分まで)                   | 牛久市臨時計量検査所    |
| 利 根 町   | 平成15年11月20日から (10時30分から)<br>平成15年11月21日まで (15時00分まで)                   | 利根町臨時計量検査所    |
| 藤 代 町   | 平成15年11月25日から (10時30分から)<br>平成15年11月26日まで (15時00分まで)                   | 藤代町臨時計量検査所    |
| 守 谷 市   | 平成15年11月27日から (10時30分から)<br>平成15年11月28日まで (15時00分まで)                   | 守谷市臨時計量検査所    |
| 玉 造 町   | 平成15年12月3日から (10時30分から)<br>平成15年12月4日まで (15時00分まで)                     | 玉造町臨時計量検査所    |
| 北 浦 町   | 平成15年12月5日 (10時30分から)<br>(15時00分まで)                                    | 北浦町臨時計量検査所    |
| 麻 生 町   | 平成15年12月8日から (10時30分から)<br>平成15年12月9日まで (15時00分まで)                     | 麻生町臨時計量検査所    |
| 潮 来 市   | 平成15年12月10日から (10時30分から)<br>平成15年12月12日まで (15時00分まで)                   | 潮来市臨時計量検査所    |
|         | 平成15年12月15日 (10時30分から)<br>(15時00分まで)                                   |               |
| 上記市町村   | 平成15年4月15日から (10時30分から)<br>平成15年12月26日まで (15時00分まで)<br>(ただし、土、日、祝日を除く) | 茨城県計量検定所      |

~~~~~  
(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

平成15年 3月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50

分の1の数

47,695人

2 地方自治法第75条第1項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

47,695人

3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

464,119人

4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

水 戸 市 選挙区	65,628人
日 立 市 選挙区	55,307人
土 浦 市 選挙区	36,048人
古 河 市 選挙区	15,926人
石 岡 市 選挙区	14,168人
下 館 市 選挙区	17,340人
結 城 市 選挙区	14,213人
竜ヶ崎 市 選挙区	20,010人
下 妻 市 選挙区	9,542人
水 海 道 市 選挙区	11,085人
常 陸 太 田 市 選挙区	10,716人
高 萩 市 選挙区	9,247人
北 茨 城 市 選挙区	13,779人
笠 間 市 選挙区	8,120人
取 手 市 選挙区	22,395人
岩 井 市 選挙区	11,536人
牛 久 市 選挙区	20,215人
つ く ば 市 選挙区	48,610人
ひ ち な か 市 選挙区	40,149人
鹿 嶋 市 選挙区	16,728人
守 谷 市 選挙区	13,188人
東 茨 城 郡 南 部 選挙区	30,795人
東 茨 城 郡 北 部 選挙区	7,463人
西 茨 城 郡 選挙区	19,768人
那 珂 郡 選挙区	36,322人
久 慈 郡 選挙区	12,677人
鹿 島 郡 選挙区	36,889人
行 方 郡 選挙区	19,517人

稲 敷 郡 選挙区	33,915人
新 治 郡 選挙区	25,219人
筑 波 郡 選挙区	11,091人
真 壁 郡 選挙区	21,023人
結 城 郡 選挙区	15,244人
猿 島 郡 選挙区	36,655人
北 相 馬 郡 選挙区	14,399人

- 5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

464,119人

- 6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事、出納長、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

464,119人

- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

464,119人

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年4月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成15年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 申請のあった年月日
平成15年2月27日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 茨城福祉会
- 代表者の氏名
山 崎 三枝子
- 主たる事務所の所在地
茨城県水戸市元吉田町1041番地2号
- 定款に記載された目的

この法人は、保健、医療、福祉の連携を推進し、茨城県在住の要介護高齢者やその家族に対し、保健、医療、福祉全般に関する総合相談窓口として、情報提供や助言、各種の福祉サービスのマネジメントと地域に根ざした介護サービスの提供に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年5月3日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成15年 3月 3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ミラクルスポーツ・キングダム

3 代表者の氏名

市 川 慈 寛

4 主たる事務所の所在地

茨城県牛久市田宮町248番地

5 従たる事務所の所在地

茨城県つくば市栄586番地

6 定款に記載された目的

この法人は、幼児から青少年・老人に至るすべての方々に対して、「コーディネーション・プログラム」と呼ばれるスポーツトレーニングプログラムを取り入れたスポーツレッスンや手軽に取り組めるニュースポーツなど、地域密着型の生涯スポーツを前提にしたスポーツの普及と進行を図り、人々の健康増進や心身ともに健康に過ごせる地域づくりを目指します。更には、世界に通ずる輝かしいスポーツ選手の育成により、わが国の生涯スポーツ振興とスポーツの活性化に寄与することを目的とする。

○茨城県郷土工芸品指定事項の変更

茨城県郷土工芸品指定要領に基づき、茨城県郷土工芸品の指定事項を平成15年 3月13日に次のとおり変更したので公表する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

(工芸品の名称)

(製造市町村名の変更)

米粒人形

水戸市

○茨城県郷土工芸品指定の解除

茨城県郷土工芸品指定要領に基づき、茨城県郷土工芸品の指定を平成15年 3月13日に次のとおり解除したので公表する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

(工芸品の名称)

(製造市町村名)

河合ほうき

常陸太田市

○平成15年度茨城県立職業能力開発校訓練生の入学選考

茨城県立職業能力開発校訓練生（短期課程一般コース）の入学選考（第2次募集）について、次のとおり実施する。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 訓練科、募集定員及び訓練期間

校 名	コ ー ス 区 分	一 般 コ ー ス			
		訓 練 科 名	募 集 定 員	訓 練 期 間	訓 練 開 始 月
茨 城 県 立 鹿 島 産 業 技 術 専 門 学 院		金 属 加 工 科	若 干 名	1 年	4 月
茨 城 県 立 下 館 産 業 技 術 専 門 学 院		溶 接 科	若 干 名	1 年	4 月
茨 城 県 立 三 和 産 業 技 術 専 門 学 院		板 金 科	若 干 名	1 年	4 月

2 受付及び選考の場所

入学を希望する各産業技術専門学校

3 選考の方法

一般入学者選考試験

項 目	内 容
応 募 資 格	学校教育法による中学校を卒業した者（平成15年 3月卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
受 付 期 間	平成15年 3月13日（木）～平成15年 3月18日（火）
選 考 日	平成15年 3月20日（木）
合 格 発 表 日	平成15年 3月20日（木）
選 考 内 容	1 筆記試験（国語，数学） 2 面接
備 考	この選考において定員に満たない訓練科については，必要に応じ追加選考を行う。

○都市公園の区域の変更

次のように都市公園の区域を変更するので，茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第14条の2の規定に基づき，次のとおり公告する。

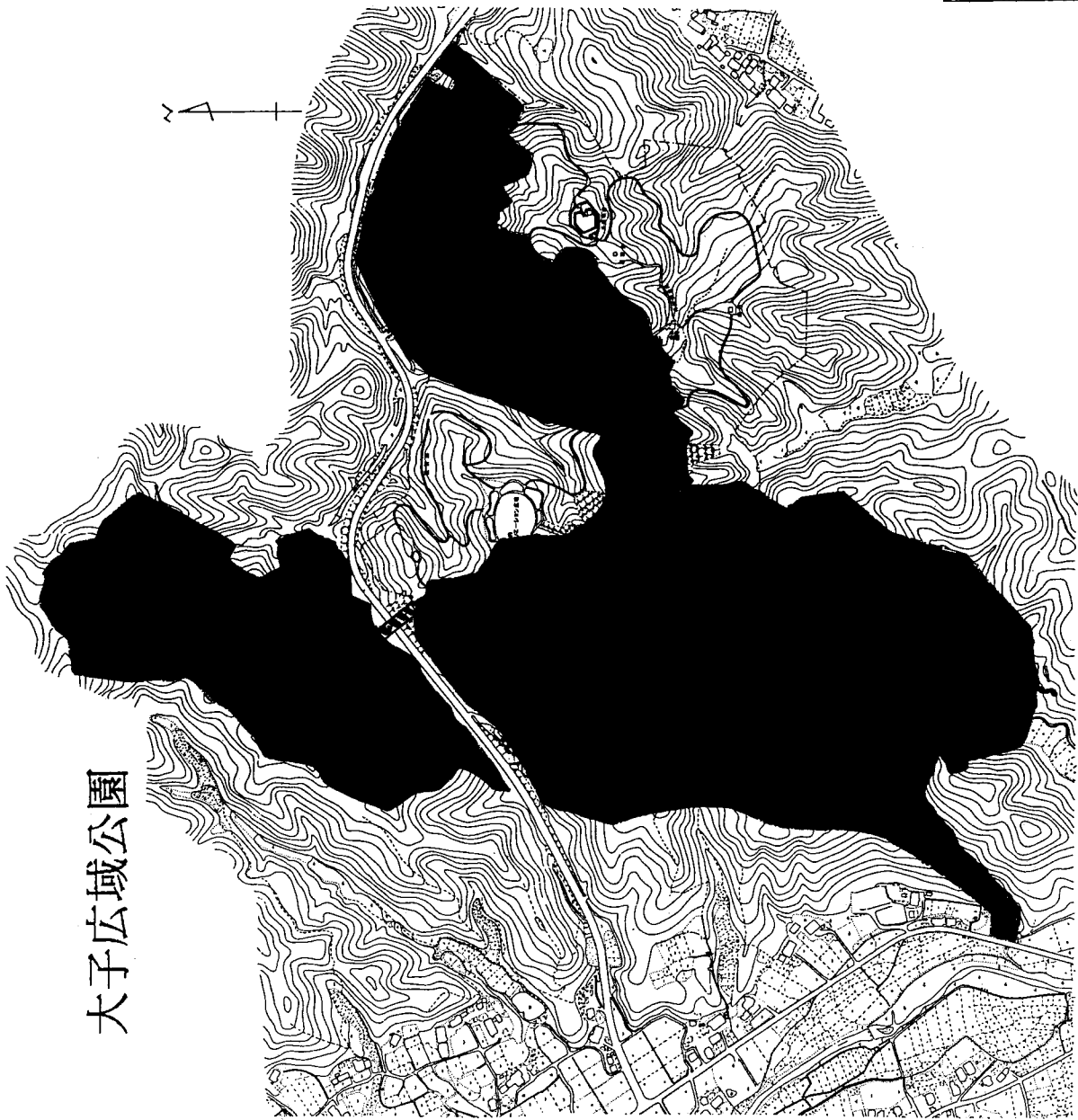
平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 名 称 大子広域公園

- 2 位 置 久慈郡大子町大字浅川及び大字矢田地内
- 3 変更に係る区域 別紙図面のとおり
- 4 敷 地 面 積 (変更前) 46.9ヘクタール
(変更後) 47.0ヘクタール
- 5 変更に係る区域の供用開始の期日
平成15年 3 月25日

大子広域公園



凡 例	
都市公園既供用区域	
都市公園追加供用区域	

○都市公園の区域の変更

次のように都市公園の区域を変更するので、茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 名 称 笠間芸術の森公園
- 2 位 置 笠間市大字笠間地内
- 3 変更に係る区域 別紙図面のとおりに
- 4 敷 地 面 積 (変更前) 33.8ヘクタール
(変更後) 33.9ヘクタール
- 5 変更に係る区域の供用開始の期日
平成15年 4 月 1 日



○道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成15年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指令 第 62 号	平成15年 3月 4 日	みつる商事 代表者 小沼 満昌	鹿島郡大洋村大字台 濁沢804番地	鹿島郡大洋村大字汲上 字八丁2690番13	メートル 6.20	メートル 42.18

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)